

# 「神戸-関空ベイ・シャトル」を利用した教育学習旅行の実施にかかる助成金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日 みなと総局長決定

令和 4 年 9 月 5 日

改正

## (目的)

第 1 条 この要綱は、教育学習旅行を通じて、海上・航空輸送の果たす役割の重要性への理解を深めるとともに、周辺地域の文化や歴史を学ぶことで子どもたちの健全な育成を図り、学びの場を広げるため、教育学習の実施にかかる経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。）に定めがあるもののほか、当該助成金等の交付等に関して必要な事項を定める。

## (対象者)

第 2 条 助成事業の対象となる「学校園等」とは、学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 1 条および児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 7 条第 1 項に掲げるもの、その他これに準ずるもので、神戸市長が認めるものとする。

## (対象事業)

第 3 条 助成の対象となる「教育学習旅行」（以下「助成対象事業」という。）とは、次の各項に該当するもので、「神戸-関空ベイ・シャトル」を利用するものとする。

- (1) 校外学習
- (2) 社会見学
- (3) 体験学習
- (4) 遠足
- (5) その他 (1)～(5)に準ずるもので、神戸市長が認めるもの

## (対象経費)

第 4 条 助成事業の対象となる経費は、助成対象事業に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 見学施設利用料
- (2) 交通費（神戸-関空ベイ・シャトルの乗船料は除く。）
- (3) その他市長が必要と認める経費

## (助成金の額等)

第 5 条 学校園等に交付する助成金は、助成対象事業の参加者一人あたり 2,000 円を上限額とする。

2 市長は、前項の規定により算定した金額の合計が当該年度の本助成金の予算額を超過する場合

は、前項の規定にかかわらず助成金の限度額を減額して交付決定することができる。

(交付申請)

第6条 申請者は、助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 旅行行程表
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、助成金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金交付決定通知書 (様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金不交付決定通知書 (様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成事業等の変更等)

第8条 前条第1項の助成金の交付決定を受けた学校園等 (以下「交付決定団体」という。) は、助成対象事業の内容変更の承認を受けようとするときは助成金交付決定内容変更承認申請書 (様式第4号) を、助成対象事業の中止または廃止の承認を受けようとするときは助成事業中止 (廃止) 承認申請書 (様式第5号) を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を助成金交付決定変更通知書 (様式第6号) 又は助成事業中止 (廃止) 承認通知書 (様式第7号) により、交付決定団体に通知するものとする。

(実施報告書の提出)

第9条 交付決定団体は、助成事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該事業の完了後 20 日以内又は市の会計年度末日までのいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書 (様式第8号)
- (2) 旅行行程確認書
- (3) 助成対象事業に係る経費の支払いの状況が分かる書類 (契約書、領収書の写し等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 10 条 市長は、助成金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに交付決定団体に通知するものとする。

(1)助成金交付確定通知書（様式第 9 号）

(2)その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した助成金の交付額が、助成金交付決定通知書に記載する交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略する。

(助成金等の請求)

第 11 条 交付決定団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を交付決定団体に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(関係書類等の整備)

第 13 条 交付決定団体は、助成事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から 5 年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、交付決定団体に対し前項の帳簿及び書類の提出を求めることができる。

(施行細則の委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、所管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日から施行する

様式第1号（第6条関係）

助成金交付申請書

年 月 日

神戸市長 へ

所在地  
団体名  
代表者氏名  
(電話番号)

神戸市教育学習旅行の実施にかかる助成金交付要綱第6条の規定により、下記の教育学習旅行の実施について、助成金の交付を申請します。

記

実施団体名 および参加人数 (引率者含む)	
日 時	
予定訪問先	
事業の概要	(別紙) 旅行行程予定表のとおり
助成金申請額	金 円
引率責任者 (連絡担当者)	
その他特記事項	

(別紙)

旅行行程予定表

時 間	場所・利用交通機関・行動等	一人あたりの経費
		合 計 円

【助成申請額算定式】

\_\_\_\_\_円 (一人あたりの経費) × \_\_\_\_\_人 (参加人数) = \_\_\_\_\_円

※助成上限額を超える場合は、上限額を様式第1号の助成金申請額欄にご記入ください。

様式第2号（第7条関係）

助成金交付決定通知書

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった教育学習旅行の実施にかかる助成金交付については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 交付決定額

金 円

3. 交付の条件

- (1) 本交付決定の内容について補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（参加人数の変更等軽微な変更を除く。）が見込まれるときは、本助成要綱第8条に基づく変更等承認申請を市長に提出すること。
- (2) 本助成要綱第9条に基づく実績報告は、当該事業の完了後20日以内又は市の会計年度末日までのいずれか早い日までに市長に提出すること。
- (3) 助成金の過払い分が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。
- (4) 上記のほか、神戸市補助金規則及び本助成要綱の規定に従うこと。

様式第3号（第7条関係）

助成金不交付決定通知書

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった教育学習旅行の実施にかかる助成金交付については、  
下記のとおり不交付することを決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

様式第4号（第8条関係）

助 成 金 交 付 決 定 内 容 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

神戸市長 あて

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付で交付決定のあった下記の助成事業について、次のとおり交付決定内容を変更したいので、教育学習旅行の実施にかかる助成金交付要綱第8条の規定により、旅行行程予定表を添えて申請します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 変更の内容

3. 変更の理由



様式第5号（第8条関係）

助成事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長 あて

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付で交付決定のあった下記の助成事業について、次のとおり中止（廃止）  
しましたので、教育学習旅行の実施にかかる助成金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 中止の理由

様式第6号（第8条関係）

助成金交付決定変更通知書

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった教育学習旅行の実施にかかる助成金交付については、  
下記のとおり変更を承認することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 変更の内容

3. 交付の条件

様式第7号（第8条関係）

助成事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった教育学習旅行の実施にかかる助成金交付については、  
下記のとおり事業中止（廃止）を承認することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

3. 中止（廃止）承認の条件

様式第8号（第9条関係）

事業実施報告書

年 月 日

神戸市長 あて

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付で交付決定のあった下記の助成事業について、次のとおり完了しましたので、教育学習旅行の実施にかかる助成金交付要綱第9条の規定により実施を報告します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 事業の完了年月日

年 月 日

3. 添付書類

- (1) 旅行行程確認書
- (2) 契約書、領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第9号（第9条関係）

助成金交付確定通知書

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

神戸市長

年 月 日付で交付決定した助成事業については、下記のとおり助成金交付額が確定したので通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 交付確定額

金 円

3. 特記事項

様式第 10 号 (第 11 条関係)

助 成 金 請 求 書

年 月 日

神戸市長 あて

所在地  
団体名  
代表者氏名

教育学習旅行の実施にかかる助成金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり助成金を請求します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 請求助成金額

金 円

3. 振込先

金融機関名	(支店名 : )
口座種別	1. 普通 2. 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

注) 口座の名義人は、申請者と同一名義としてください。

様式第 11 号 (第 12 条関係)

助 成 金 交 付 決 定 取 消 通 知 書

( 公 印 省 略 )  
第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

神 戸 市 長

年 月 日付で申請のあった教育学習旅行の実施にかかる助成金交付決定については、下記のとおり取り消しすることを決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号

第 号

2. 不交付とした理由

3. 特記事項